2　法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四　事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五　［略］

3・4　［略］

（施行規程の記載事項）

第十七条の二　法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、事業計画において個別利用区が定められた場合における法第七十条の二第二項第三号の施行規程で定める規模とする。

（地方公共団体施行に関する公告事項）

第十八条　法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五　［略］

2　法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四　事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五　［略］

（施行規程の記載事項）

第十八条の二　第十七条の二の規定は、法第五十八条第三項において準用する法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（機構等施行に関する公告事項）

第十九条　法第五十八条第三項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五　［略］

2　［同上］

一・二　［同上］

［号を加える。］

三　施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

四　［同上］

3・4　［同上］

［条を加える。］

（地方公共団体施行に関する公告事項）

第十八条　［同上］

一～三　［同上］

［号を加える。］

四　［同上］

2　［同上］

一・二　［同上］

［号を加える。］

三　施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

四　［同上］

［条を加える。］

（機構等施行に関する公告事項）

第十九条　［同上］

一～三　［同上］

［号を加える。］

四　［同上］